

大北圏域指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）優先入所指針

平成27年4月1日

1. 目的

この指針は、入所の必要性が高い申込者が優先的・緊急的に入所できるよう、大北圏域内の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（以下「施設」という。））の入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保すると共に、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

また、要介護1、2と認定された者であっても、次の（1）から（4）の要件に該当し、北アルプス広域連合老人ホーム等入所判定委員会（以下「老人ホーム等入所判定委員会」という）において、「該当」の意見を付された者については、入所対象者として取り扱うこととする。

- （1）認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- （2）知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- （3）家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。
- （4）単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域で介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。

3. 入所申込み

施設への入所申込は、指定の申込書（北アルプス広域内6施設共通様式）に必要事項を記入のうえ、入所を希望する施設に提出する。

その際要介護1、2と認定された者からの申込を受理した施設は北アルプス広域連合に対し様式別紙1により当該市町村を經由し、老人ホーム等入所判定委員会に意見を求める。

4. 入所指針の説明

施設は、入所申込を受理した際、入所希望者及びその家族等に対して、入所指針について、説明をするとともに、施設内入所判定委員会での検討のため、保険者又は居宅介護支援事業所から必要事項の確認をすることについての同意を得るものとする。

また要介護認定の介護度が1・2の場合、市町村の関与のもと、身体状況等の調査書を作成し、北アルプス広域連合老人ホーム等入所判定委員会において特例入所の必要性について調査審議することについて同意を得るものとする。

なお、介護度・介護状況等に変化があった場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

5・特例入所に対する意見の表明

様式別紙1により意見を求められた場合は、経由する当該市町村において別紙様式3により調査書を作成し、老人ホーム等入所判定委員会の審議に付すものとする。

北アルプス広域連合は、8の(2)の開催時期に合わせ、様式別紙2により施設に対し回答するものとする。

6. 特例入所による申込者への通知

施設は、5により北アルプス広域連合から特例入所の要件に該当しない旨の意見があった場合には、申込者に通知するとともに書類一式を返戻するものとする。

7. 北アルプス広域連合（保険者）による一次判定（一部）の報告

施設は、入所申込書を受理したときは、その内容を保管するとともに、北アルプス広域連合に対し一次判定（一部）の依頼をし、北アルプス広域連合は下記に定める入所判定基準に基づき一次判定（一部）を行い、結果を施設に報告をするものとする。

なお、要介護1、2と認定されている者のうち、老人ホーム等入所判定委員会において特例入所の要件に該当と意見が付された者については、同様の手続きを踏むものとする。

8. 入所判定委員会の設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所判定委員会を設置するものとする。

入所判定委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

(1) 委員構成

入所判定委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するほか、施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を1名以上加えるものとする。

(2) 開催

入所判定委員会は、5月、8月、11月、2月の年4回の開催を基本とし、緊急を要する場合などは必要に応じて施設の長が開催する。

(3) 所掌事務

入所判定委員会は、一次判定の結果を踏まえ、施設独自の判定基準に従い、二次判定を行い、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

(4) 記録

ア. 入所検討委員会は、開催の都度その協議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。

イ. 施設は、保険者及び市町村から求めがあったときは、この記録を提出する。

ウ. 施設は、入所希望者やその家族から入所検討委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報に係る部分を除き、これに応じることとする。

9. 入所待機者名簿及び待機順番表の管理

施設は、入所申込書を受理したときは、入所待機者名簿にその内容を記載して管理するとともに、二次判定結果をもとに入所待機順番表を作成し管理するものとする。

また、入所希望者から介護度・介護状況等の変化した旨の連絡があった場合は、その内容を記録するものとする。

入所希望者から入所申込書の取下げの申し出が合った場合、及び入所希望者が入所対象者でなくなった場合、入所待機者名簿から削除する。

10. 入所の必要性を評価する一次判定基準及び二次判定

(1) 一次判定基準 (個別評価項目 -105 点)

① 要介護度

項目評価	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
点数	5	9	13	17	20

② 認知度 (認知症高齢者日常生活自立度)

項目評価	ランク I	ランク II	ランク III	ランク IV	ランク M
点数	3	5	6	8	10

③ 介護者の状況

項目評価	介護者がいるが、在宅での生活が一部困難	単身であり、在宅では生活が一部困難	介護者がいるが、在宅での生活が困難	単身であり、在宅での生活が困難
点数	5	10	15	20

④ 介護サービスの利用率 (過去 3 か月の平均)

項目評価	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
点数	6	17	23	39	50

⑤ 申込みをしてからの期間

項目評価	6 か月未満	6 か月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上
点数	1	2	3	4	5

(2) 二次判定

一次判定 (個別評価) の得点合計が 80 点以上の方が二次判定 (総合評価) の対象となり、施設ごとの経営方針に基づく、二次判定 (総合評価 95 点満点) を行い、入所待機順番を決定する。

11. 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、入所判定委員会の審議を経ることなく、施設長の判断で優先入所を決定することができるものとする。

また、施設長はその決定内容をその後開催される入所判定委員会に報告するものとする。
 ア. 入院を契機として入所契約を解除したものが、退院後在宅での介護が困難である場合
 イ. 介護者の入院、介護者からの虐待・介護放棄、災害や事件・事故等で緊急に入所する必要が認められる場合

- ウ. 市町村から老人福祉法に定める措置による入所の依頼があった場合
- エ. その他特段の緊急性が認められる場合

12. 入所辞退者の取扱い

入所判定委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由なく入所希望者の都合により辞退した場合は、入所順位を繰り下げることがある。

再度にわたり入所を辞退した場合は、入所希望者の意思にかかわらず、入所申込名簿から削除することができる。

ただし、入所希望者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入所を延期する場合は、順位を保留するものとする。

13. 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入所決定事務を行う。
- (2) 北アルプス広域連合は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

14. 入所指針の施行時期

この入所指針は、平成27年4月1日から適用する。

様式別紙 1

(新規申込又は 26 年度以前申込者で新様式により改めて申込みした場合)

年 月 日

北アルプス広域連合長 様

特別養護老人ホーム施設長



特別養護老人ホームへの特例入所による申込みについて（依頼）

このことについて、別添のとおり、要介護 1 又は 2 の者から、当施設への入所申込がありました。（なお、入所申込者は、平成 26 年度以前から申込みがありますが、今回の特例入所の要件を満たすかどうか、改めて新しい様式により申込みをしたものです。）

当施設に入所するに当たり、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 10 に規定する「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」に該当し、特例入所の要件を満たしているか、あらかじめ貴職の意見を求めたいので御回答いただきますようお願いいたします。

（添付書類）

- 1 入所申込書の写
- 2 必要に応じ、市町村長が求める書類

年 月 日

特別養護老人ホームの施設長 様

北アルプス広域連合長



特別養護老人ホームへの特例入所による申込みについて（回答）

年 月 日付で照会のありました、このことについて、下記のとおり回答します。

記

住 所				
氏 名		性別	男 ・ 女	回答欄
生年月日	年 月 日	年齢	歳	
認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。				
知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。				
家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であり、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。				
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることにより、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。				